

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

..... 1

改正案	現行
<p>別表第二の三（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇二二（略）</p> <p>二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）</p> <p>〔1〕（略）</p> <p>〔2〕 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの</p> <p>〔i〕 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン</p> <p>〔ii〕 キシロール</p> <p>〔iii〕 ピッチコークス</p> <p>〔iv〕 石油及び歴青油並びにこれらの調製品</p> <p>〔v〕 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの</p> <p>〔vi〕 歴青質混合物</p> <p>〔3〕 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの</p> <p>〔i〕 水素、窒素、けい素、りん及び砒素</p> <p>〔ii〕 塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物</p>	<p>別表第二の三（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇二二（略）</p> <p>二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）</p> <p>〔1〕（略）</p> <p>〔2〕 塩素酸ナトリウム及び過酸化水素</p> <p>（新設）</p>

- (iii) 反動エンジン、液体原動機、気体原動機その他の原動機及びその部分品
- (ix) 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品
- (x) (xii) (略)
- (xii) 炉及びその部分品
- (xiv) 冷蔵用又は冷凍用の機器
- (xv) (xvii) (略)
- (xvi) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品
- (xvii) (xviii) (略)
- (xix) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (xx) (xxi) (略)
- (xxii) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (xxiii) (xxiv) (略)
- (xxv) ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品
- (xxvi) (xxvii) (略)
- (xxviii) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉

- (iii) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機
- (ix) 液体ポンプ
- (x) (xii) (略)
- (xii) ベーカーオーブン
- (xiv) (xvii) (略)
- (xviii) (新設)
- (xix) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品
- (xx) (xxi) (略)
- (xxii) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び附属品
- (xxiii) (xxiv) (略)
- (xxv) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (xxvi) (xxvii) (略)
- (xxviii) (新設)
- (xxix) (略)
- (xxx) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、

砕機、混合機、捏和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機並びにこれらの部分品

(lii) (lv) (略)

(vi) 金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鋳物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型

(lv) (lii) (略)

(40) 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの

(i) (略)

(ii) トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品

(iii) (略)

(iv) 一次電池及びその部分品

(v) 蓄電池及びその部分品

(vi) (iii) (略)

(ix) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品

(x) (xix) (略)

(xx) 電気抵抗器及びその部分品

(xxi) (lii) (略)

(41) (43) (略)

(44) ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓権船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム

捏和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機

(li) (lii) (略)

(liv) 鑄型ベース、鑄造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型

(lv) (lii) (略)

(39) 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの

(i) (略)

(ii) トランスフォーマー及びスタティックコンバーター

(iii) (略)

(iv) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品

(v) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池

(vi) (iii) (略)

(ix) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器

(x) (xix) (略)

(xx) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品

(xxi) (lii) (略)

(40) (42) (略)

(43) ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓権船及びカヌー

(45) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(i) (略)

(ii) レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品

(iii) (略)

(iiii) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びマイクローム並びにこれらの部分品及び附属品

(xv) (略)

(xvi) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

(xvii) (略)

(46) (略)

三 (略)

(44) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(i) (略)

(ii) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器

(iii) (略)

(iiii) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器

(xv) (略)

(xvi) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器

(xvii) (略)

(47) (略)

三 (略)